

吉川松伏消防組合火災予防条例を 改正しました！！



改正内容



1. 消火器の設置義務化

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しにおいて、火災が発生した場合に初期消火が極めて重要であるため、火気器具等を使用する際に、消火器の設置が必要となります。

※「多数の者が集合する催し」とは・・・

一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、一定の社会的広がりをもつものを指すものです。したがって、集合する者の範囲が個人的つながりに留まる場合（近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなど）は対象外です。

※「火気器具等」とは・・・

発電機、ガスコンロ、電気コンロ、かまど、石油ストーブなど

2. 指定催しの指定

消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定します。

※「大規模なものとして消防長が別に定める要件」について

「大規模なものとして消防長が別に定める要件」とは、指定の対象となる規模の催しであるか否かを特定するための要件であり、具体的には次とおりです。

大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催するもので、一日当たりの出入予想が10万人以上、かつ、主催する

者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催し。

3. 屋外における催しの防火管理

「指定催し」を主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成するとともに、開催する14日前までに当該計画を消防本部予防課に提出して下さい。

4. 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出について

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しにおいて、火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、消防署に届出を行って下さい。

※催しの主催者又は露店等の開設を統括する者等が取りまとめて、消防署に届出を行って下さい。

5. 罰則について

「指定催し」を主催する者で、火災予防上必要な業務に関する計画を消防機関に提出しなかった者に対し、罰則（30万円以下の罰金）を科すこととなります。

6. 施行日について

平成26年8月1日

